

※費用の明示がないものは無料

国民年金学生納付特例の申請はお済みですか

保険料の支払いが困難で、納付猶予を希望する学生は、早めの申請をお願いします。

なお、令和3年度に承認されていて、4年度も在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構から申請書をお送りしましたので、継続希望の場合はご返送ください(3年度と同一校に限る)。申請書が届かない場合や学校が変わった場合などは、国保年金課(区役所2階②窓口)で手続きをお願いします。

▶**対象**=大学(大学院を含む)・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校その他の教育施設の一部(いずれも夜間・通信教育を含む)に在学し、令和3年中の本人(扶養親族がない)の所得が128万円以下の方※対象外の学校あり

さかのぼって申請できます

学生納付特例は、2年1か月前までの未納期間に限り、さかのぼって申請できます。学生証では在学期間がわからない場合や、学生証の有効期限が切れている場合などは、在学期間証明書をお持ちください。



保険料を追納できます

学生納付特例の承認期間分の保険料は、10年以内であれば追納できます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は、加算金が発生します。なお、追納期間に応じて、老齢基礎年金の受給額が増額します。

いずれも

※申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。



問合せ

国保年金課国民年金係
☎3579-2431



お知らせ

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請はお済みですか

4月中旬に、未申請世帯へお知らせをお送りしましたので、期限までに申請をお願いします。申請方法など詳しくは、お知らせをご覧ください。

▶**申請期限**=4月30日(消印有効) ▶**問**=板橋区臨時特別給付金コールセンター☎6834-7594(平日、9時~17時)

「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区」都市計画を決定・変更しました

▶**内容**=A市街地再開発事業の決定※区域内で建物を建築する場合は区長の許可が必要B高度利用地区、高度地区、防火・準防火地域の変更C地区計画の変更 ▶**対象区域**=大山町・大山金井町 ▶**面積**=A約1.3haB約17.3ha ▶**計画書などの閲覧場所**=都市計画課(区役所5階⑩窓口) ▶**問**=まちづくり調整課大山まちづくり第一係☎3579-2449

国民生活基礎調査にご協力ください

本調査は、国の施策の基礎資料を得るためにを行います。4月中旬から、調査員(区が発行した調査員証を携帯)が対象世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

▶**対象**=全国から無作為に抽出した27万7000世帯 ▶**問**=健康推進課保健政策係☎3579-2302

「板橋区の統計(令和3年)」を作成しました

区の人口・産業などの基本的な統計資料を掲載しています。

▶**閲覧場所**=区政資料室(区役所1階⑦窓口)・区立各図書館・区ホームページ ▶**問**=総務課統計係☎3579-2057

成増三丁目集会所の部屋を増設します

▶**利用開始日**=7月1日(金) ▶**住所**=成増3-34-21 ▶**増設部屋**=和室(24畳・40人)・和室(12畳・39.6㎡、15人)・洋室(50.5㎡・50人) ▶**利用時間**=9時~21時30分 ▶**利用料金(1部屋)**=午前400円・午後600円・夜間500円※7月分の利

用申込など詳しくは、成増地域センター(☎5998-6881)にお問い合わせください。▶**問**=地域振興課庶務係☎3579-2161

募集

区民と区長との懇談会(蓮根地区)の参加者

▶**とき**=7月11日(月)14時~15時 ▶**ところ**=蓮根地域センター ▶**内容**=地域の課題・区政に関する意見交換 ▶**対象**=同センター担当地域(東坂下二丁目、坂下一丁目27・29~41番、坂下二丁目・三丁目、相生町、蓮根)に在住の方 ▶**募集人数**=A発言者…3人(書類選考)B傍聴者…5人(申込順) ▶**申込・問**=A5月2日(必着)まで直接または郵送・Eメールで、B4月18日(月)朝9時から電話で、広聴広報課広聴係(区役所4階③窓口)☎3579-2024 ☒kkouho@city.itabashi.tokyo.jp ※Aは当日発言したい内容1件(800字以内)と、別紙に申込記入例(4面)の項目を明記。

民営化する区立特別養護老人ホームを運営する事業者

▶**期間**=来年4月から ▶**選定**=プロポーザル方式 ▶**募集要項の配布場所**=区ホームページ ▶**申込・問**=7月15日(金)まで、必要書類を直接、介護保険課管理相談係(区役所2階④窓口)☎3579-2357

休みます

男女平等推進センター

▶**とき**=4月25日(月)※施設点検のため ▶**問**=男女平等推進センター☎3579-2790

区立文化会館・グリーンホール受付窓口

▶**施設・とき**
●区立文化会館…4月27日(水)・28日(木)
●グリーンホール…4月25日(月)
※17時~20時※施設点検のため
▶**問**=区立文化会館☎3579-2222

いたばし総合ボランティアセンター ご案内

農福連携シンポジウムinいたばし

▶**とき**=4月27日(水)13時30分~15時30分 ▶**講師**=(地独)東京都健康長寿医療センター研究所研究員 宇良千秋 ▶**定員**=20人※オンライン20人(いずれも申込順) ▶**ところ・申込・問**=4月16日(土)朝9時から、電話・Eメールで、いたばし総合ボランティアセンター☎5944-4601 ☒info@ita-vc.or.jp<月曜・日曜事務局休み>※申込記入例(4面)参照。オンライン希望の場合は、その旨を明記。

建築物などの定期調査・検査報告をお願いします

令和4年度に、定期調査・検査報告が必要な建築物などは、表のとおりです。いずれも有資格者による調査・検査報告が義務付けられています。

- ▶**問**
- 建築物について…(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター☎5989-1929
- 防火設備について…(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター☎5989-1937
- 建築設備について…(一財)日本建築設備・昇降機センター☎3591-2421
- 昇降機について…(一社)東京都昇降機安全協議会☎6304-2225
- 制度全般について…板橋区建築指導課設備審査係☎3579-2577

表 定期調査・検査報告対象

対象	用途	報告時期
建築物 (特定建築物)	劇場・映画館・演芸場・旅館・ホテル 観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など	11月~来年1月 ※毎年報告する義務あり
	●保育所などの児童福祉施設 ●病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る) ●高齢者などの就寝に供する福祉施設など ●旅館・ホテル(毎年報告のものを除く) ●学校・体育館 ●博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場 ●下宿・共同住宅・寄宿舎のいずれかの用途とその他用途(事務所を除く)との複合施設	5月~10月 ※3年ごとに報告する義務あり
防火設備	随時閉鎖または作動できるもの(防火ダンパーを除く)	前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで ※毎年報告する義務あり
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く)	
	排煙設備(排煙機または送風機を有するもの)	
	非常用の照明装置	
昇降機	給水設備・排水設備(給水タンクなどを設けるもの)	
	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)	
	エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)	